

多摩市から施策のご案内

平成28年10月22日
多摩市 都市計画課 住宅担当

1. 非木造住宅に係る耐震化促進補助制度

平成27年度 非木造住宅耐震診断費助成（旧制度）

補助額＝診断費用の2分の1（1戸あたり5万円上限、**最大100万円**）

ただし、1つの管理組合に対して1回を限度とする。

（つまり、複数棟の診断を実施しても100万円が限度）



助成の拡大

平成28年度～ 非木造住宅耐震診断費補助

【主な要件】

・補助額＝診断費用の3分の2（1戸あたり5万円上限、**最大200万円**）

管理組合ごとではなく、**建物1棟ごと**に補助

ただし、第三者機関による**耐震診断**評定を受けることが必要。

《他にも要件があります》

1. 非木造住宅に係る耐震化促進補助制度



さらに対象の拡大(平成29年度以降予定)

補強設計費補助【検討中】

補助対象基準額(延べ床面積に1,030円/㎡を乗じて得た額)と、補強設計に要した費用のうち、低い方の3分の2の額

耐震改修費用補助【検討中】

①補助率:耐震改修に要する費用の2分の1の額

②補助限度額

- ・分譲マンション(延べ床面積1,000㎡以上かつ3階建て以上に限る。) 1戸あたり50万円 上限1,500万円
- ・上記以外の分譲マンション・共同住宅・戸建て住宅 1戸あたり50万円

2. 住宅アドバイザー派遣制度等

1 住宅アドバイザー派遣制度

マンション管理士等の資格を持つ住宅アドバイザーを、分譲マンションの管理組合に対して無償で派遣。1回2時間、年度内5回まで。


対象事項

- ・マンションの大規模修繕、長期修繕、建替えに係る計画の策定等
- ・マンションの維持及び管理に関すること。
- ・管理組合の運営又は規約改正に関すること。
- ・増築、改修、エレベーター設置、余剰敷地への別棟建設等に関すること。

2 マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成(平成28年度新設)

(公益)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「マンション建替え・改修アドバイザー制度」の利用料を助成。各コース1回まで(全4コース)。

利用例:理事会において、建替え・改修の検討に当たっての勉強のため
住民間において、建替え・改修についての勉強会の講師として



多摩市からの施策のご案内は以上です。
ご清聴ありがとうございました。

～ なお、アンケートへのご協力を
重ねてお願い申し上げます ～